

としていたが、講習の受講の負担等を考慮し、これに「一定の研修を受講した者」を追加する等の改正を行う予定であるので了知されたい。

また、本事業については、父子家庭も対象であり、就業により家計を支えながら子育てや家事を行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業である。父子家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いするとともに、本事業を未実施の自治体におかれては、早急に事業を開始されたい。

#### **(5) 養育費相談支援について**

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。(関連資料19(236頁))

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的に活用されたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官OB等養育費や離婚問題等に詳しい者を専任することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する全国研修会を実施しており、平成21年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らい願いたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の相談窓口等において配布する等活用されたい。

#### **(6) 母子寡婦福祉貸付金について**

本貸付金においては、昨年8月に取りまとめられた「安心実現のための緊急総合対策」に基づき、生活資金の貸付けについて、①生活安定貸付期間における無利子枠を引き上げる(月額2万円、累計48万円→月